

## 8.7.2 予測

## (1) 予測事項

予測事項は、工事の完了後において、以下に示す項目とした。

- ・冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度
- ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

## (2) 予測の対象時点

計画建築物等の工事が完了した後の冬至日とした。

## (3) 予測地域

現況調査の調査地域に準じた。

## (4) 予測方法

## ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画建築物等による冬至日の8時から16時（真太陽時）の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とした。

予測に用いた条件は表 8.7-5に、計画建築物等の高さの設定条件は図 6.2-7(1)及び(2)（p.22及びp.23）に示したとおりである。

表 8.7-5 予測条件

項目	条件
緯度	北緯 36° 00′
日影測定面の位置	時刻別日影図：平均地盤面 等時間日影図：建築基準法上の規封面（平均地盤面+4.0m）
予測の時期	冬至日
予測の時間帯	真太陽時（太陽がその地点の真南に位置した瞬間を正午とする時刻の決め方）の8時から16時まで

注) 平均地盤面は、敷地地盤のかさ上げの影響を考慮し、既存施設の敷地地盤 GL (A. P. +2.5m) とした。

## イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

「ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度」に示した冬至日の8時から16時（真太陽時）の時刻別日影図を作成する方法に加えて、現況の天空写真に計画建築物等の完成予想図を合成した天空図を作成し、これに太陽軌跡を重ねて予測する方法とした。

**(5) 予測結果****ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度**

冬至日における計画建築物等（煙突を含む）による時刻別日影図は図 8.7-4に、計画建築物（煙突を含まない）及び計画建築物等（煙突を含む）による等時間日影は図 8.7-5(1)及び(2)に示すとおりである。

図 8.7-5(1)に示すとおり、計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は計画地に隣接する規制対象区域における規制時間内である。

煙突の日影は図 8.7-4に示すとおり広範囲に生じるが、煙突の影は狭い幅で移動していることから、その影響は少ない。また、煙突の高さ（約150m）及び位置は既存と同じであり、日影の範囲は現況と比べほぼ変わらない。

**イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度**

計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地の南西側に近接してみどりの郷保育園、特別養護老人ホーム第二みどりの郷及び江戸川二丁目広場が存在するとともに、計画地の南東側には江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園がある。また、計画地の東～北～北西側にかけて低層の住宅がある。

主要な地点における日影の状況は写真 8.7-1～写真 8.7-4に示すとおりであり、工事の完了後における日影時間の変化は以下のとおりである。

みどりの郷保育園及び特別養護老人ホーム第二みどりの郷については、図 8.7-4に示すとおり、冬至日については計画建築物等による日影の影響は受けない。

江戸川二丁目広場については、写真 8.7-3（地点3）に示すとおり、日影時間は夏至日で約65分、冬至日で約30分増加する。

江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園については、写真8.7-2（地点2）に示すとおり、日影時間はほとんど変化しない。

住宅については、写真 8.7-1（地点1）及び写真 8.7-4（地点4）に示すとおり、日影時間は地点1ではほとんど変化しない。一方、地点4では冬至日で約45分増加する。

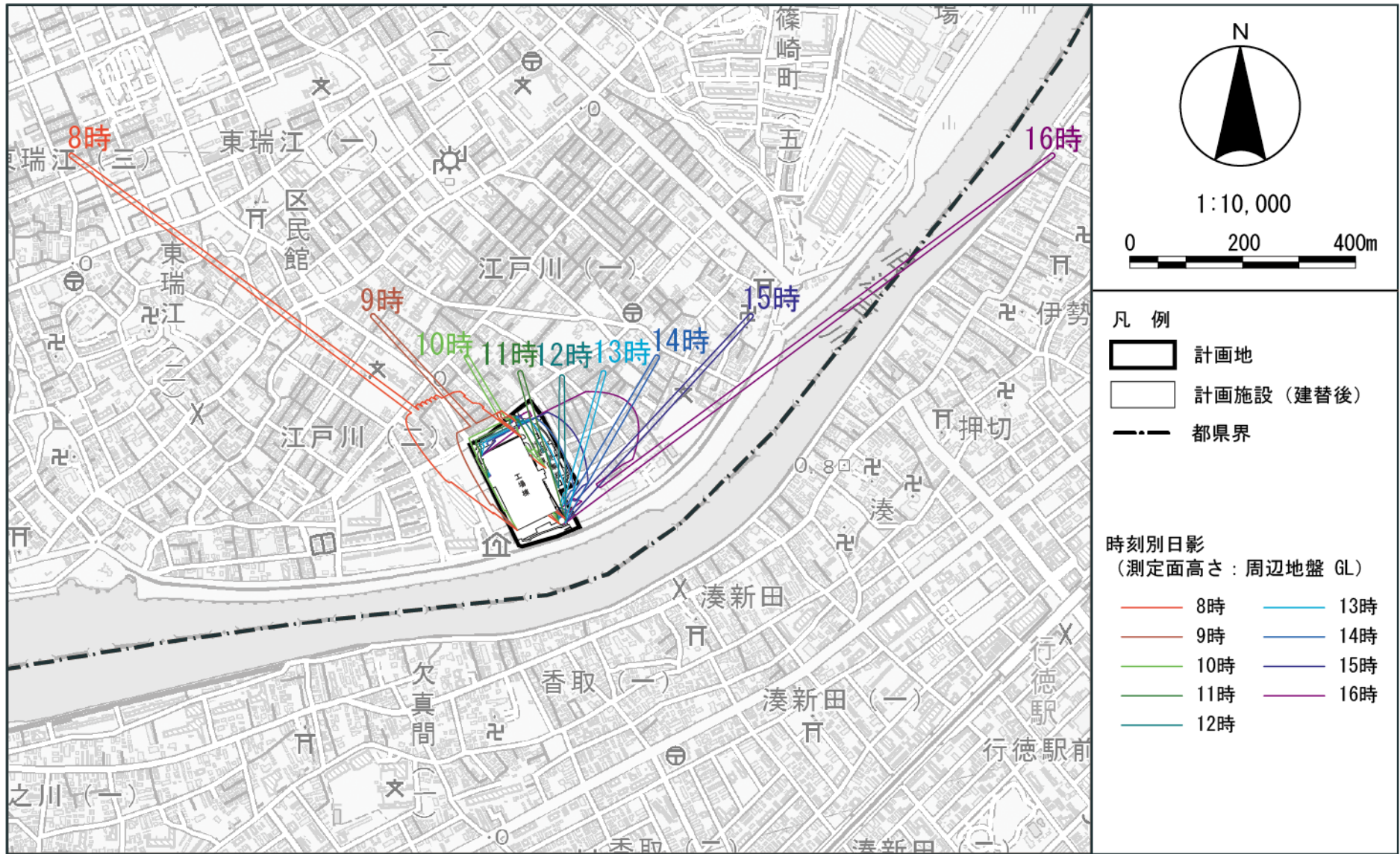


図 8.7-4 計画建築物等（煙突を含む）による時刻別日影図



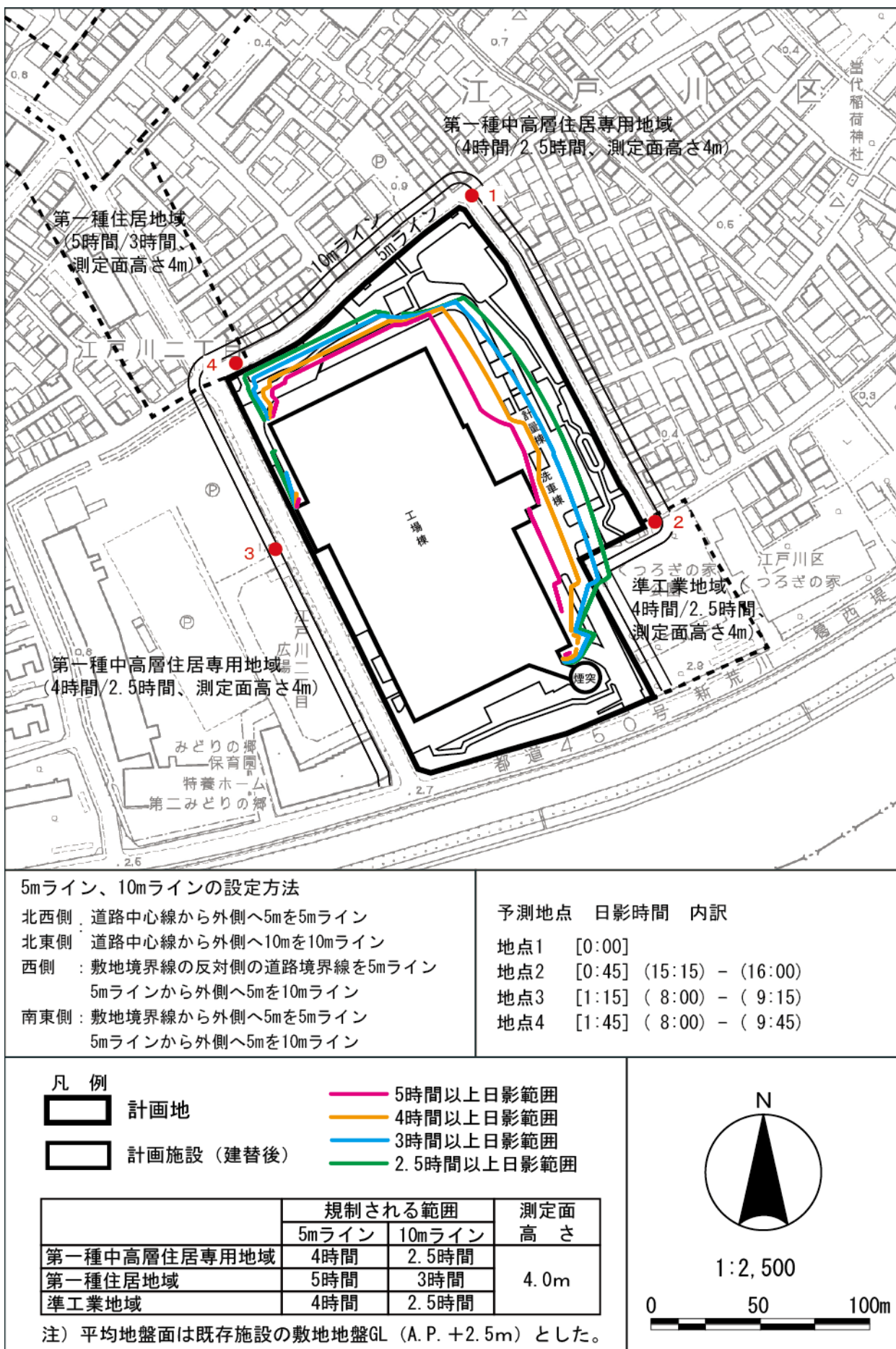


図 8.7-5(1) 計画建築物 (煙突を含まない) による等時間日影図

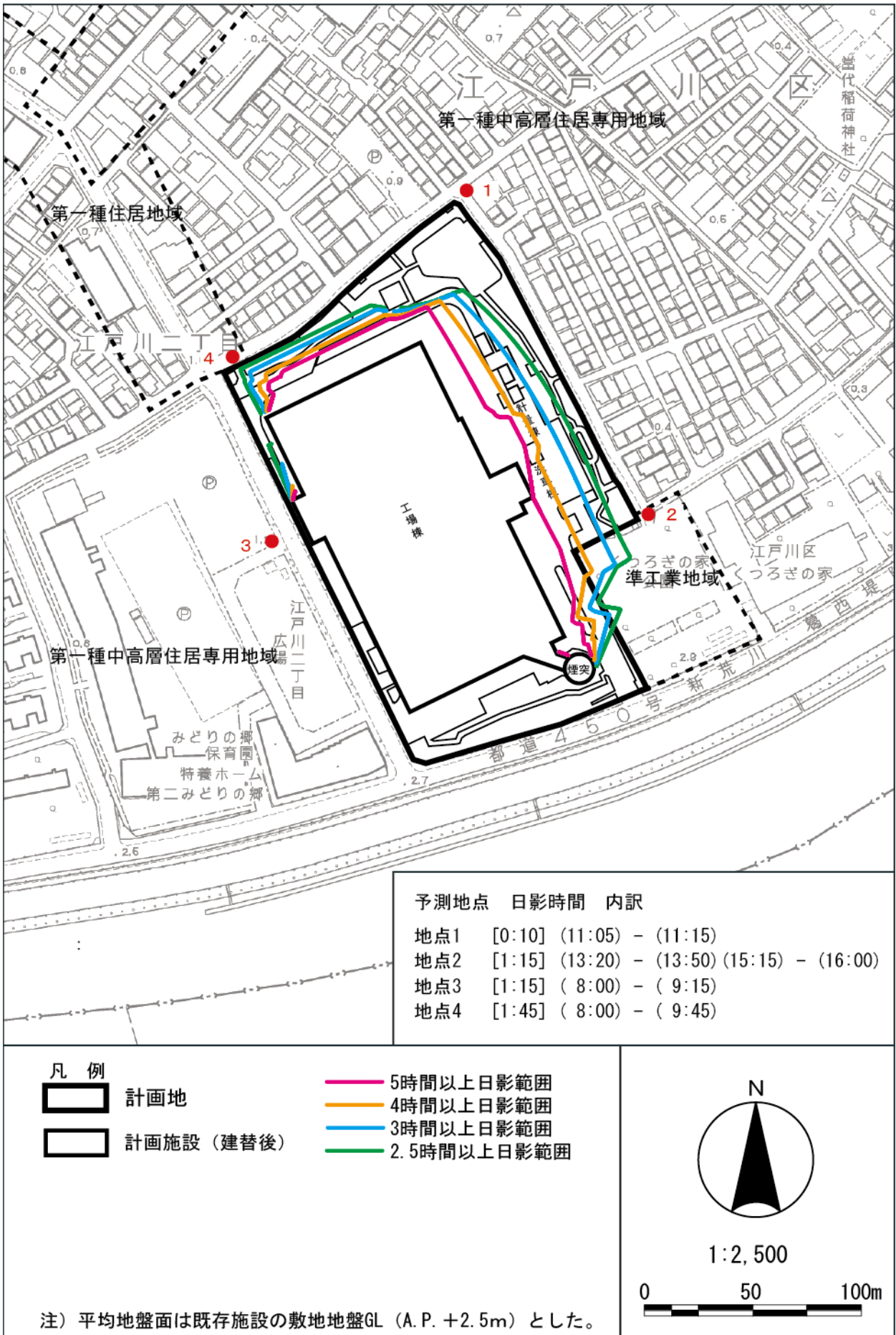


図 8.7-5(2) 計画建築物等（煙突を含む）による等時間日影図